

公 告

次のとおり公募型企画競争を行います。

1. 公募型企画競争に付する事項

(1) 件名

横浜国立大学 大船植木地区土地貸付事業

(2) 貸付不動産の表示

神奈川県鎌倉市岡本 1188-4 10,785.13 m² (公簿面積)

(実測面積は 10,730.98 m² ですが、貸付面積は 10,785.13 m² とします。以下、「事業敷地」という。)

(3) 貸付方式

事業敷地に定期借地権を設定し、事業者に貸付。

横浜国立大学大船植木地区土地貸付事業(以下「本事業」という。)は、民間企業等の応募者が事業敷地に施設を整備・運営することを目的とし、横浜国立大学(以下、「本学」という。)が定期借地権設定契約により、事業敷地を貸し出すものです。

(4) 期間

応募者の提案による。

(5) 応募方法

本学が国立大学法人法第三十四条の二による土地等の貸付を行うため、事業敷地が国立大学法人の土地であることを理解し、周辺環境と調和のとれた施設を整備・運営する事業者を企画競争入札にて公募選定します。

本公募の参加にあたっては、別途、「横浜国立大学大船植木地区土地貸付募集要項」を配布します。配布を希望する者は、本学と秘密保持契約を締結する必要がありますので、下記、問い合わせ先まで連絡ください。

(問い合わせ先) 〒240-8501

横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1 (本部事務棟 1 階)

国立大学法人横浜国立大学 施設部施設企画課資産運用係

TEL : 045 (339) 3086・3088

e-mail : shi-kikaku-shisan@ynu.ac.jp

その後、募集要項等に基づき、参加資格申請を行い、運営に係る事項について企画提案書を作成し、必要書類とともに提出してください。

2. 公募型企画競争の参加資格

(1) 参加者の構成等

公募型企画競争に参加する者(以下「公募参加者」という。)は、本事業を行う企画力、資本力等の経営能力を備えた単独企業、又は複数の企業により構成されるグループとし、グループの場合、代表企業を定めることとします。

(2) 公募参加者の資格要件

公募参加者の資格は、「事業敷地を賃借し、施設の設計・整備を行い、本事業の

契約期間中継続して事業敷地及び本件建物を維持管理・運営できる企画力と資本力を有する者であること」とします。

また、次の要件を全て満たさない者は、公募参加者又はグループの構成員となることはできません。

- ①法人等（法人又は団体をいう。）であること。
- ②国立大学法人横浜国立大学契約実施規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- ③国立大学法人横浜国立大学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- ⑤役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ⑥役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- ⑦役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- ⑧役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- ⑨会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑩公募に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてがグループの代表者以外の構成員である場合を除く）。
- ⑪本学が本事業について、アドバイザー業務を委託している三井住友信託銀行株式会社と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は企業の出資総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- ⑫その他本学が契約相手方として不相当と認めた者でないこと。

3. 公募型企画競争入札募集要項を交付する場所等

メールでの交付とするので、希望者は、1.（5）応募方法に記載の問い合わせ先のメールアドレスにメール送信すること。また、メールには、必ず社名・担当部署・担当者名・連絡先を明記すること。

なお、実際の入札募集要項の交付は、本学との秘密保持契約締結後にメールで行うものとするので注意すること。

4. 参加資格確認申請書等の提出期限等

提出場所及び照会先 〒240-8501

横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1 (本部事務棟 1階)

国立大学法人横浜国立大学 施設部施設企画課資産運用係

電話：045 (339) 3086・3088

参加資格確認申請書提出期限 令和6年6月14日(金) 17時00分(必着)

企画提案書提出期限 令和6年7月31日(水) 17時00分(必着)

(※原則、持参により、大学窓口に提出してください。なお、持参にあたっては、提出日時について、大学窓口に、あらかじめ電話で連絡してください。

郵送(簡易書留、宅配便等)する場合には、期限までに必着のこと。)

5. 企画内容の審査に関する事項

公募参加者のうち、募集要項等に示す要件を全て満たした者を対象に本学が設置する審査委員会において、業務の取組方法等の企画内容を総合的に評価の上、最も評価の高い者を優先交渉権者として選定し、契約交渉を行うものとします。(ただし、提案内容によっては、優先交渉権者を決定しない場合もあります。)

また、審査を実施した全ての公募参加者に対し、選定結果を書面により連絡します。

6. その他

(1) 契約保証金 要

企画提案を行う際には保証金は不要ですが、優先交渉権者に選定された場合、基本協定書を締結する際には契約保証金が必要です。

(2) 応募者に要求される事項

公募参加者は、公募参加資格確認申請書及び企画公募参加資格を有することを証明する書類を提出期限までに提出してください。

なお、参加資格を満たしていることが確認できた公募参加者については、事業の実施内容に関する企画提案書を提出期限までに提出する必要があります。その他、公募参加者は、本学から当該書類に関し説明を求められた場合には、公募参加者の負担において完全な説明を行う必要があります。

(3) 企画提案書の無効

本公告に示した公募参加資格のない者の提出した企画提案書、公募参加者に要求される事項を履行しなかった者の提出した企画提案書は無効とします。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約相手方及び契約条件の決定方法

事業の実施内容に関する企画提案及び公募参加者の経営等の健全性等を評価し、優先交渉権者を決定します。その後、本学と優先交渉権者との間で、契約条件等について協議のうえ、必要な各種契約締結等を規定する基本協定書を締結します。

(6) その他 詳細は、募集要項によります。

令和6年3月29日

国立大学法人横浜国立大学